

ペットフードの安全確保のために

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する 法律（ペットフード安全法）の概要等



平成31年3月

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
愛玩動物用飼料対策班

目次

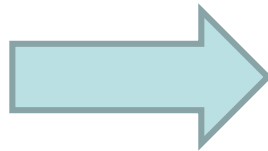
1. ペットフード安全法ができるまで
2. ペットフード安全法のポイント
 - (1) 対象ペットフード
 - (2) 成分規格
 - (3) 製造方法の基準
 - (4) 表示基準
 - (5) 製造業者等の届出の義務
 - (6) 帳簿の備え付けの義務
 - (7) 立入検査
 - (8) まとめ
3. 野生獣肉を利用したペットフード
4. 海外のリコール情報
5. 農林水産省ホームページのご紹介

1. ペットフード安全法ができるまで

- 背景
- ・ ペットは家族の一員との認識の高まり
 - ・ 飼育頭数の増加

ペットフードにより犬・猫が相次いで死亡する事故発生 (平成19年米国)

我が国でも事故の
発生懸念



環境省と農水省で
研究会設置



研究会からの提言（法規制の必要性等）



平成20年6月18日

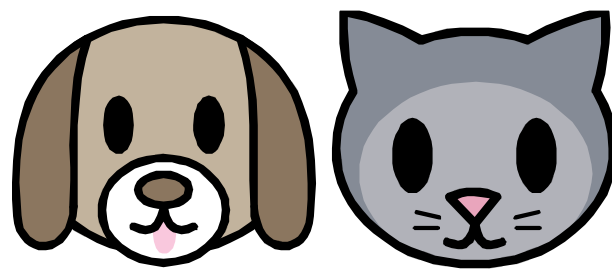
「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」
(ペットフード安全法) 公布 (施行：平成21年6月1日)

2. ペットフード安全法のポイント

- (1) 対象ペットフード
- (2) 成分規格
- (3) 製造方法の基準
- (4) 表示基準
- (5) 製造業者等の届出の義務
- (6) 帳簿の備え付けの義務
- (7) 立入検査

(1) 対象となるペットフード

- 犬用、猫用
- 犬、猫の栄養に供するもの

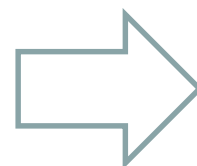


<具体例>

ドライフード、ウェットフード、粉ミルク、ガム、ジャーキー、その他のおやつ、水、サプリメント等



犬用の食器は？
猫草は？
金魚の餌は？



対象では
ありません

(2) 成分規格

これらの物質は、それぞれの上限值を超えて
ペットフードに含まれてはいけません。

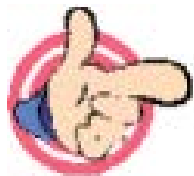
分 類		物質等	上限値(μg/g) ※
添加物 (2項目)		エトキシキン・ジブチルヒドロキシトルエン(BHT)・ブチルヒドロキシアニソール(BHA)	150(合計量) 犬用にあつては、エトキシキン75μg/g以下
		亜硝酸ナトリウム	100
農薬 (5項目)		クロルピリホスメチル	10
		ピリミホスメチル	2
		マラチオン	10
		メタミドホス	0.2
		グリホサート	15
汚染物質	かび毒 (2項目)	アフラトキシンB ₁	0.02
		デオキシニバレノール	2(犬用), 1(猫用)
	重金属等 (3項目)	カドミウム	1
		鉛	3
		砒素	15
	有機塩素系化合物 (5項目)	BHC (α-BHC,β-BHC,γ-BHC及びδ-BHCの合計量)	0.01
		DDT(DDD及びDDEを含む)	0.1
		アルドリン・ディルドリン(合計量)	0.01
		エンドリン	0.01
		ヘプタクロル・ヘプタクロルエポキシド(合計量)	0.01
その他(1項目)		メラミン	2.5

※水分量10%のペットフードとして換算

(3) 製造方法の基準

ペットフードの製造は、以下の基準を満たす必要があります。

分 類	物 質 等	基 準
有害微生物	有害微生物全般	加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等により由来し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと
添加物	プロピレングリコール	猫用には用いてはならない
原料全般	その他の有害物質等	有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない



適切な原料の利用、工程管理の実施、定期的な製品検査などが重要です。

(4) 表示基準 (①名称、②原材料名)

安全確保や問題発生時の原因究明の観点から、以下の**5つ**の事項について、**日本語で表示**することが義務化されています。



① 名称

ペットフードの商品名をいうが、犬用又は猫用であることがわかるように記載

② 原材料名

「原材料（名）」と記載した上で、原則として使用した原材料（添加物を含む）を全て記載。

なお、添加物以外は、分類名（「穀類」「魚介類」「肉類」など15種類）による表示も可能。

※添加物の表示に注意！

甘味料、着色料、保存料、増粘安定剤、酸化防止剤、発色剤として使用される添加物は、添加物名と用途名の両方の記載が必要です。

(4) 表示基準 (③賞味期限、④事業者名及び住所)

③ 賞味期限

「賞味期限」と記載した上で、年月日
又は年月により表示

数字のみ（例：2017 10）を印字する場合でも、消費者にわかりやすい説明をお願いします。例えば・・・

賞味期限：袋の底に年月で印字
（最初の4桁が西暦年、次の2桁が月）

④ 事業者名及び住所

表示内容に責任を有する者の

- ・ 事業者の種別
- ・ 名称
- ・ 住所

を表示

「製造(業)者」、「輸入(業)者」、
「販売(業)者」のいずれかです。
「〇〇元」という書き方はできません。

電話番号だけの表示はできません。



(4) 表示基準 (⑤原産国名)



⑤ 原産国名

「原産国（名）」と記載した上で、
内容に実質的な変更をもたらす最終加工工程
を完了した**国名**を表示

代表的なタイプのペットフードの最終加工工程

- ・ ドライ及びソフトドライタイプ : エクストルーダー
- ・ ウェットタイプ : レトルト殺菌工程
- ・ 練り加工タイプ : 練り成型後の加熱工程
- ・ 焼き菓子・パンタイプ : 焼成工程

⇒ 基本的には、これらを行った場所が原産国

○国産の場合は、「原産国：日本」以外に、「国産」とのみ表示することも可能です。

(4) 表示基準



ペットフード安全法の表示基準だけ守られていればいいの？

《ペットフード安全法以外の表示の規制の例》

含有する成分やラベルの表示などによっては、動物用医薬品に該当する場合があります。

そのペットフードが動物用医薬品として「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の適用を受けるものとなっていないことを下記ホームページ等を参考に確認下さい。

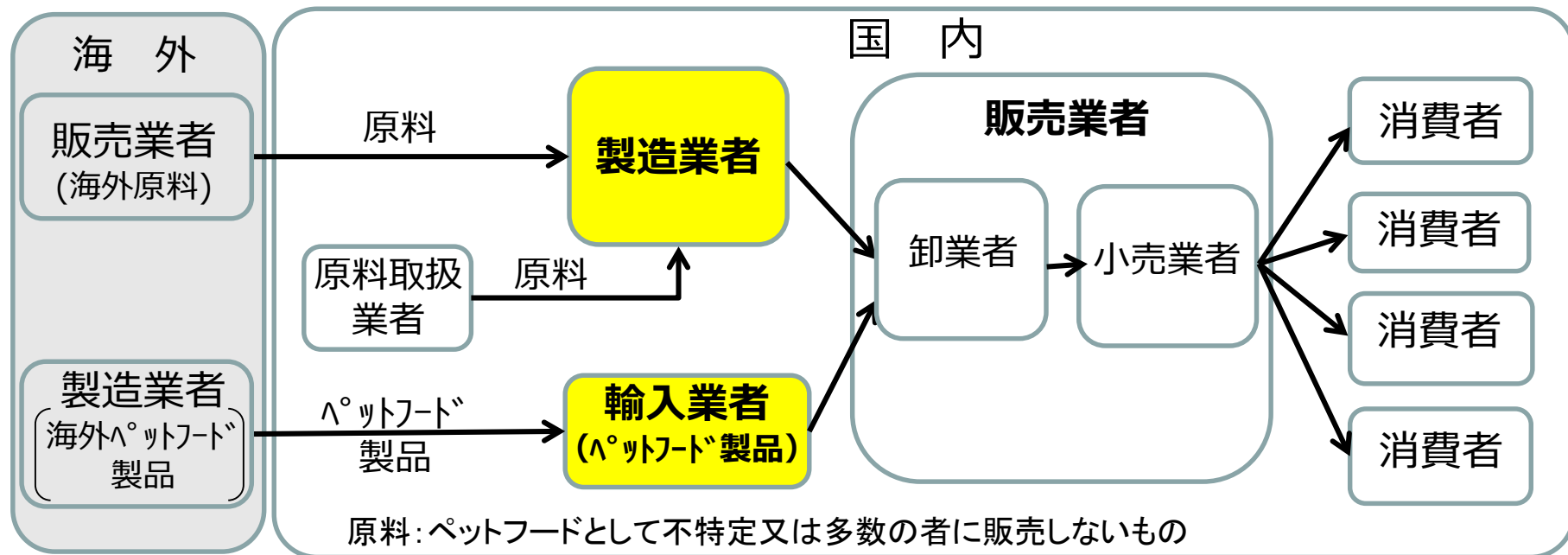
◇ 農林水産省（動物用医薬品等に該当するか否かの考え方）

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/y_import/index.html)

◇ ペットフード公正取引協議会

(<http://www.pffta.org/hyouji/guidelines.html>)

(5) 届出 (届出の必要な業者)



- ・ 製造業者及び輸入業者は国に届出を行う義務があります。
- ・ 製造及び輸入を行っている業者はそれぞれ届出が必要です。
- ・ 届出先は最寄りの地方農政局等となります。
(詳しい連絡先は、リーフレットや農林水産省ホームページをご参照ください。)

(5) 届出（製造業者とは・・・）

- ・ **原材料を購入して加工し、販売用に包装を行う業者**
- ・ 他の業者が製造・輸入したペットフードを単品、または混合して、**販売用に包装**を行う業者
- ・ 他の業者から**委託を受けて、製造を行う業者**
- ・ 人用の食品（煮干し、ボーロなど）を容器に入れて**販売用ペットフードとして製造する業者**
- ・ 製造・輸入されたペットフードを店舗において**開封し、小分けし、包装**した上で販売する業者

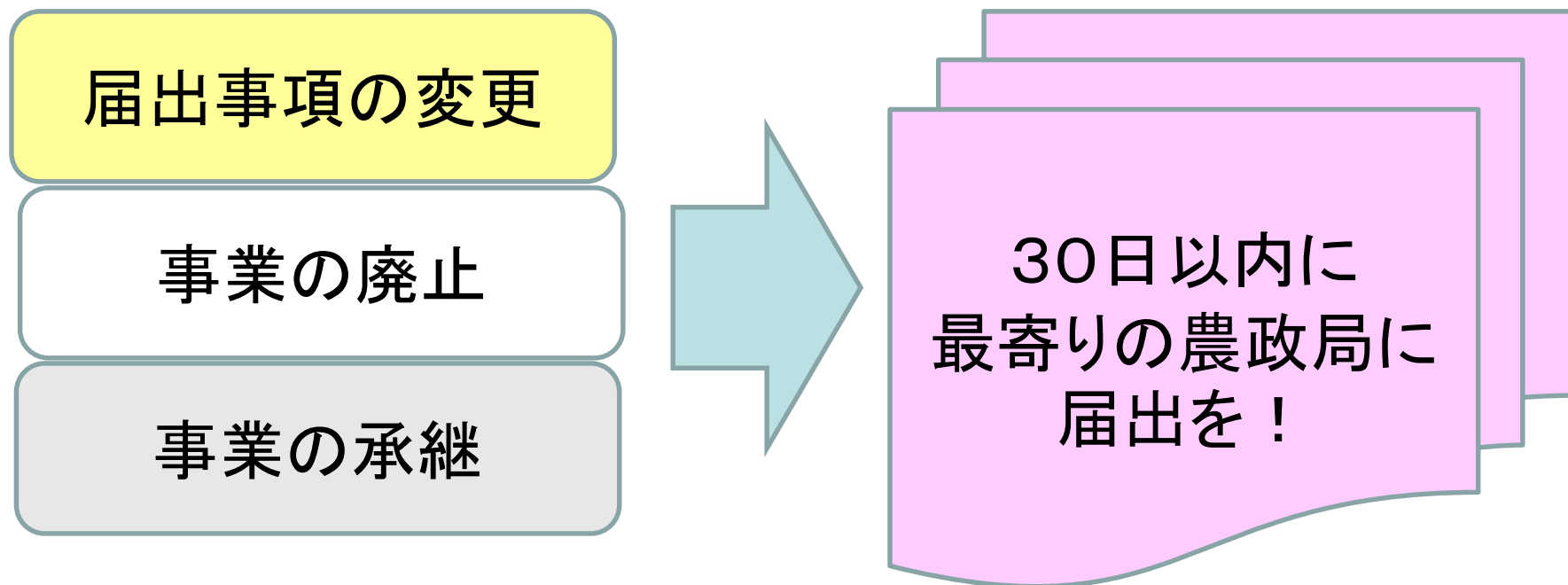
(5) 届出（輸入業者とは・・・）

- ・ 日本国内で販売するために、海外の自社工場で製造されたペットフードを輸入する業者（＝貨物の輸入者となる業者）
- ・ 海外で製造又は販売されているペットフードをバルクや容器包装に入れられた状態で輸入する業者（当該業者が販売者であっても、当該貨物の輸入者となる場合を含みます。）

<輸入業者届の必要ない業者の例>

- ・ 原材料のみを輸入している
- ・ 輸入通関業のみを行う業者
- ・ 販売用ペットフードの輸入を代行する業者（輸入商社など）で、通関に際し貨物の輸入者とならない業者

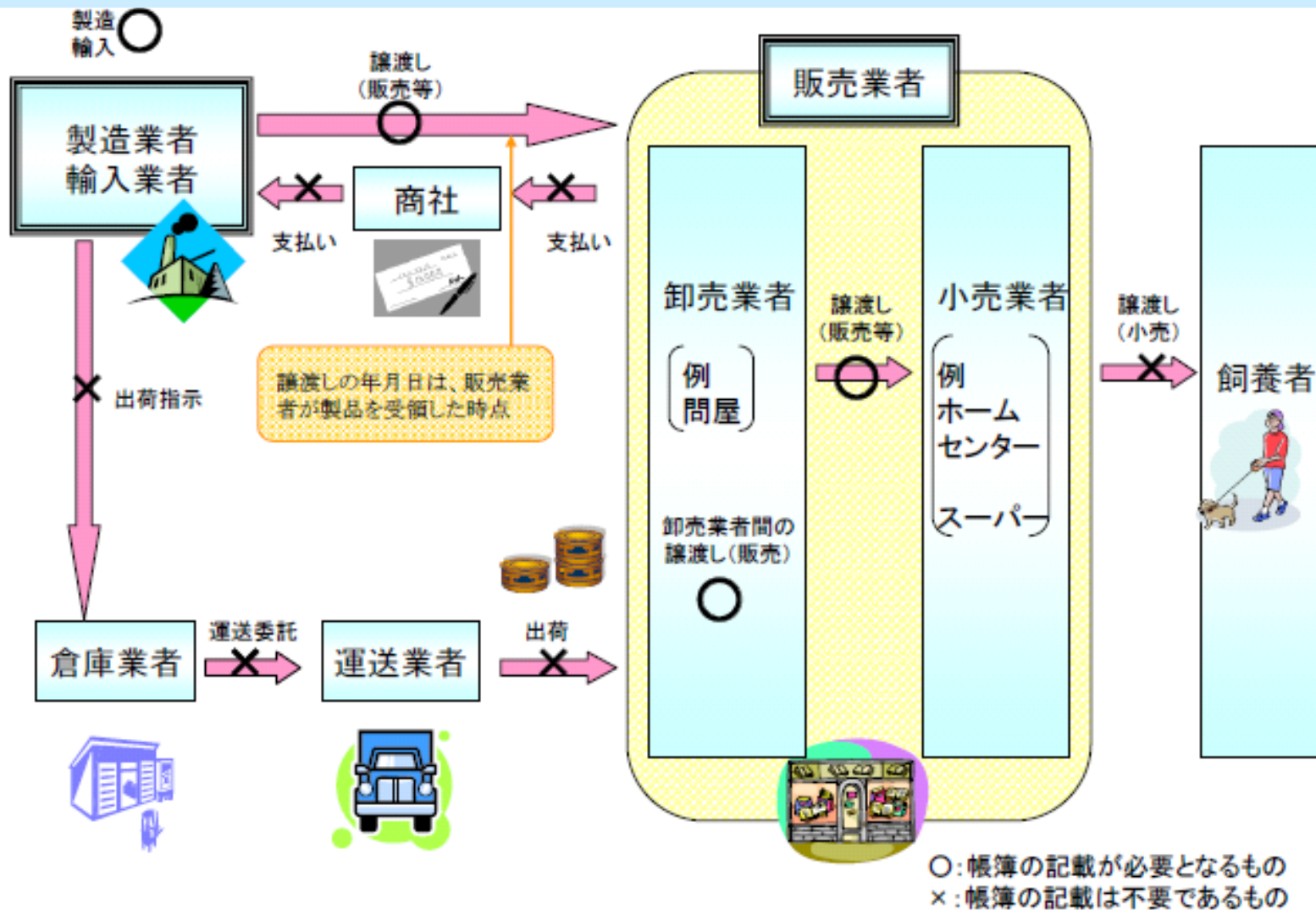
(5) 届出 (注意事項)



＜変更届出が必要な例＞

- 法人の代表者や事務所の所在地に変更があった
- 製造する事業場を移転した
- 保管施設を変更した
- 輸出用のペットフードの製造・輸入を開始した

(6) 帳簿（帳簿の備付けが必要な業者）



製造業者、輸入業者及び販売業者（卸売・小売業者に販売する場合）は、帳簿の備付けの義務があります。

(6) 帳簿（記載事項）

帳簿の備え付けの対象となる事業者は、次の事項を記載し、
2年間保存する義務があります。

ペットフードを輸入した場合

- ペットフードの名称・数量
- 輸入年月日
- 輸入先国名、輸入相手方の名称
- ペットフードの荷姿
- ペットフードの製造国名、製造業者名、原材料名

ペットフードを製造した場合

- ペットフードの名称・数量
- 製造年月日
- 原材料の名称・数量
- 原材料の譲受けの年月日、相手方の名称

ペットフードを事業者（製造・輸入・販売業者）に販売した場合

- ペットフードの名称・数量
- 相手方の名称
- ペットフードの販売(譲渡)の年月日
- ペットフードの荷姿

(7) 立入検査 (概要)

農林水産省及びFAMIC等は、**法律の遵守状況を監視し、必要に応じて指導するため**事業者に対して立入検査等を実施します。

(小売店での表示の検査も含む)

- 立入検査は、原則、**無通告で実施**。当日は、業務の状況を把握している方に立会を要請します。
➡円滑な検査のため、あらかじめ複数の立会人を選定しておくことが望ましい
- 集取品の試験結果等については、農林水産省 及びFAMICのHPで公表します。

公 表

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）第12条第5項の規定により平成〇年〇月に集取した愛がん動物用飼料等の検査結果の概要を次のとおり公表する。

平成〇年〇月〇日

農林水産大臣 印

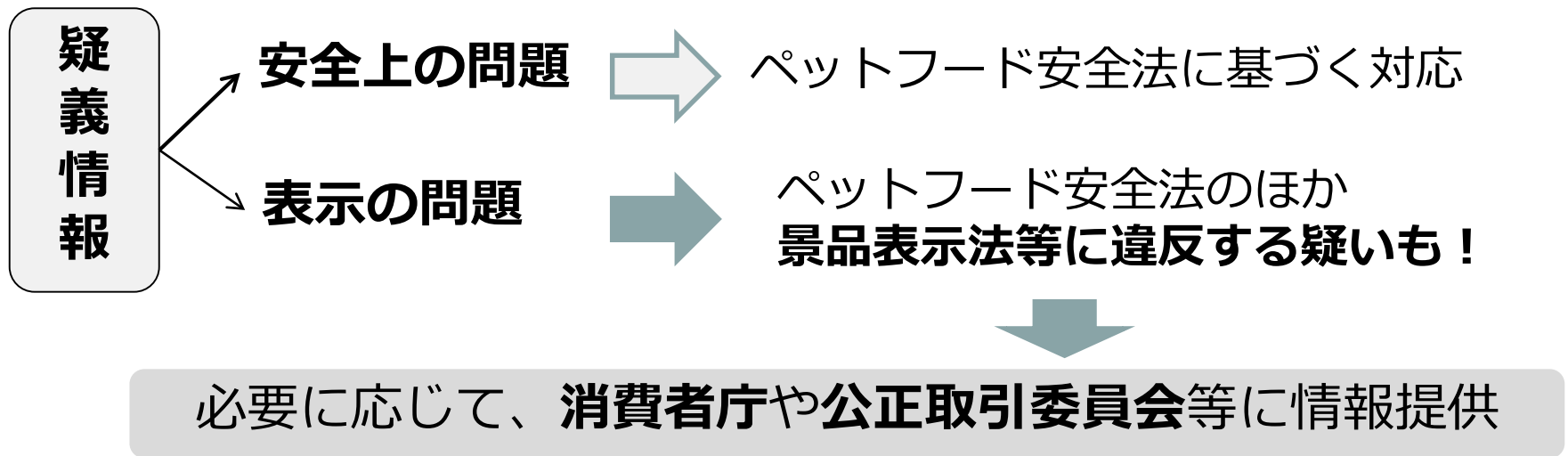
製造業者等の種別、氏名及び住所等	愛がん動物用飼料等の種類	愛がん動物用飼料等の名称	賞味期限	試験項目	違反の有無及び違反の内容
(輸入業者) 〇〇(株) 東京都〇〇区・・・	犬用	〇〇印ドッグフード	2011.1	かび毒-アフラトキシンB1 農薬-マラチオン	無

集取品の表示者等の情報と併せて、毎月公表

(7) 立入検査(緊急時の立入検査及び調査)

【特別立入検査】

法令違反に関する確度の高い情報が得られた場合、緊急の立入検査を実施することもあります。



【調査】

流通実態の把握や情報収集、法令の啓発等を行うため、事業者を訪問したり、アンケートを送付することなどがあります。

(7) 立入検査 (試験品の集取)

【集取方法】

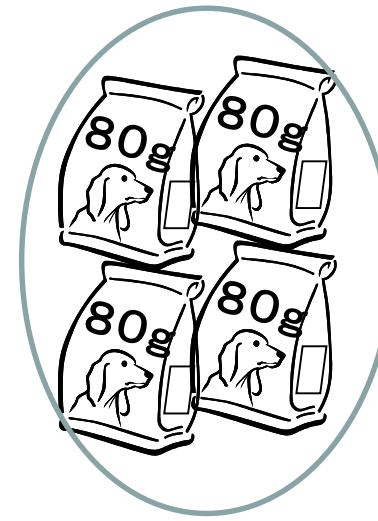
- ・ 原則、同一賞味期限のものを
試験用・保管用として
各 3 個以上かつ300g以上集取

【対価の支払い】

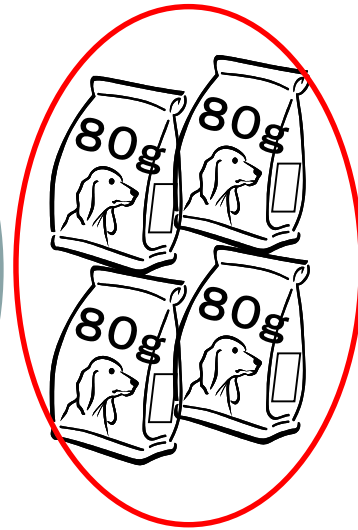
- ・ 時価で算定した対価を支払い

【集取品の試験】

- ・ 原材料組成等 をもとに試験項目
(かび毒、添加物、 重金属等) を選定
- ・ 分析は、すべてFAMICで実施
- ・ 試験方法は、FAMICで定めた公定法



試験用



保管用

(7) 立入検査（結果公表に関する基本方針）

以下のいずれかに該当する場合には、基本的にはプレスリリースします。

- 違反があったペットフードについて、安全上の重大な問題があり、直ちに回収する必要がある場合
- 違反が明らかな故意によるもの、あるいは同様の違反を繰り返している場合

(8) まとめ (届出・帳簿・検査対象となる事業者)

事業者の種類	届 出	帳簿の 備付け	報告の徴収、 立入検査
製造業者	○	○	○
輸入業者	○	○	○
卸売業者 (販売業者に販売)	×	○	○
小売業者 (消費者に販売)	×	×	○
運送・倉庫業者	×	×	○

3. 野生獣肉を利用した主なペットフード

種類	原 料	製造方法、用途等
ジャーキー 	肉 内臓	シカやイノシシの肉や内臓を乾燥させたものであり、ペットフードとして活用可能です。
おしゃぶり 	骨	シカやイノシシの骨を加工したものであり、ペットフードとして活用可能です。
ふりかけ 	肉 骨など	シカやイノシシの肉、骨などを乾燥・粉砕した粉状のものであり、ペットフードとして活用可能です。 ただし、肉骨粉と同様に粉状であることから、肉等の原料の受入から製品のパッケージ化 まで、同一施設で製造する必要があります。

野生獣肉を利用したペットフードの製造管理の例

- ・野生獣肉を利用して、安全なペットフードを製造するための製造管理の一例です。
- ・各工場の設備、品質管理体制等に合わせて製造管理を行ってください。

原料の受入れ

- ✓ 弾等の異物混入防止のため、金属探知機を通した原料を受入れ
- ✓ 鮮度が良い原料(自社基準に基づき、止めさし後一定時間内に食肉処理施設に搬入された原料)を受入れ

微生物汚染や(鉛弾の場合)鉛の残留※²の可能性があるので、銃弾の経路付近の肉の使用は避けましょう。

原料解凍時の検査

- ✓ 目視による確認
- ✓ 解凍時にドリップが多い原料は使用しない
- ✓ 解凍時に異臭がある原料は使用しない

製造

- ✓ 寄生虫、細菌等の感染症リスク※¹に配慮し、肉の中心部まで**十分加熱**
- ✓ 工場内では微生物等による二次汚染を防ぐため、原料エリアと加熱後エリアを分け

特に重要

出荷前の検査

- ✓ 金属探知機による検査
- ✓ 微生物(特にサルモネラ菌)の検査

※¹ 野生獣は、一般的に、寄生虫、細菌等に感染している可能性が高いことが知られています。野生獣肉の利用に当たっては、十分に加熱するなど、これらの感染症リスクに注意し、犬・猫に安全なペットフードを作りましょう。

※² ペットフード安全法では、ペットフード中の鉛の上限値(3μg/g)が設定されています。

4. 海外のリコール情報

ペットの健康被害が懸念される輸入ペットフードが国内に流通する可能性がある場合は、FAMICのページに注意喚起文書を掲載しております。

輸入ペットフードを扱われる方は、ご確認をお願いします。

リコール情報のアドレス（FAMICのページ）

<http://www.famic.go.jp/ffis/pet/sub3.html>

リコール情報等の通知件数（注意喚起の文書を含む）

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
件数	1	8	9	9	4	8	4	8

（平成31年3月14日現在）

海外のリコール情報の掲載先

mic.go.jp/ffis/pet/sub3.html

Q & A - 独立行政法人農...

お気に入り(A) ツール(E) ヘルプ(H)

ご意見・お問い合わせ | ヘルプ | サイト内

FAMIC 独立行政法人 農林水産消費安全技術センター (FAMIC)
Food and Agricultural Materials Inspection Center (FAMIC)

肥料・土壌改良資材 農薬 飼料 **ペットフード**

HOME > ペットフード > Q & A

ペットフード関係法令
各種申請・届出・報告手続き
Q&A・注意喚起等
家畜動物用飼料等の検査法
試験結果の公表

リーフレットやマニュアル

ペットフードの製造、輸入、販売を行う事業者のみならず向けに、ペットフード安全法に関するリーフレットやマニュアルを掲載しています。

こちらをご覧ください。

なお、ジビエでペットフードを製造する場合は、こちらをご覧ください。

事業者のみなさま向け ペットフード安全法に関するQ & A

事業者のみなさまからよくある質問と答えをまとめています。リーフレットやマニュアルをご一読の上、これらのQ & Aをご覧ください。

こちらをご覧ください。

なお、飼料、ペットフード及び飼料添加物の自由販売証明書に関するQ & Aにつきましては、こちらをご覧ください。

事業者のみなさまへの注意喚起

平成28年度

- 平成29年 2月17日 米国におけるペットフードの自主回収情報 **NEW**
- 平成29年 2月13日 米国におけるペットフードの自主回収情報
- 平成29年 2月 6日 米国におけるペットフードの自主回収情報

平成28年 9月28日 ニュージーランド産ペットフードの自主回収情報

農林水産消費安全技術センターについて
公示事項
国産情報
採用情報
広報・資料等
行事・講演会等
ISO・Codex・国際協力関連情報
OIE Collaborating Centre
メールマガジン
本部・地域センター
Q&A
リンク集

東日本大震災関連情報 (復)
農林水産省ホームページへリンク
品質保証への取組 ISO/IEC 17025
講師派遣のご案内
pet/index.html

事務連絡
平成29年2月17日

一般社団法人ペットフード協会会長
一般社団法人日本ペット用品工業会会長
一般社団法人全国ペットフード・用品卸売協会会長

農林水産省消費・安全局畜産安全管理課
課長補佐 (愛玩動物用飼料対策担当)

ペントバルビタール (麻酔剤) が残留する可能性のある
ペットフードの自主回収情報
—米国・情報提供—

日頃より、ペットフードの安全性の確保に御尽力いただき感謝いたします。
アメリカ食品医薬品局 (FDA) の平成29年2月14日付け公表による自主回収情報をお知らせします。
対象ロットの製品は、米国で販売されている製品とのことです。念のため、ペットフードの輸入や国内流通の際には当該情報に御留意下さいますようお願いいたします。

【FDAの公表ポイント】
・ペントバルビタール (麻酔剤) が残留する可能性のあるペットフードを自主回収するものです。
・当該製品に関連する犬の健康被害の報告はありません。

●自主回収の対象製品●

販売業者: Against the Grain Pet Food (米国)
対象製品: Against the Grain Pulled Beef with Gravy Dinner for Dogs (ウェットタイプの犬用ペットフード)
ロット番号: 2415E01A7B12
賞味期限: 2019年12月



(参考) FDAの公表 (2017年2月14日付け)
Against The Grain Pet Food Voluntarily Recalls One Lot of Pulled Beef Due to Potential Adulteration with Pentobarbital
http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm541692.htm

5. ホームページのご案内

日本語: <http://www.maff.go.jp/index.html>

英語: <http://www.maff.go.jp/e/index.html>



①農林水産省のHPで
「ペットフード」と検索

②「ペットフードの安全関係」を
クリック

[ペットフードの安全関係](http://www.maff.go.jp/j/syoutan/tikusui/petfood/)

www.maff.go.jp/j/syoutan/tikusui/petfood/

2019年6月21日、愛がん動物用飼料の安全確保を図るため、平成21年6月1日から、農林水産省と環境省の共管「ペットフード安全法」が施行されました。このページでは、ペットフードの製造、輸入、販売を...



ホーム > 消費・安全 > ペットフードの安全関係 (ペットフード安全法 事業者のみなさま向けページ)

ペットフードの安全関係 (ペットフード安全法 事業者のみなさま向けページ)

最終更新日: 平成31年1月25日

担当: 消費・安全局畜産安全管理課

[事業者のみなさま向け資料](#) / [届出や帳簿に関するマニュアル](#) / [野生獣肉のペットフード利用を検討されるみなさまへ](#)
[ペットフード安全法表示チェックシート](#) / [事業者のみなさま向けQ&A](#) / [関係法令等](#) / [お問い合わせ先](#)

愛がん動物用飼料の安全確保を図るため、平成21年6月1日から、農林水産省と環境省の共管で「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」(ペットフード安全法)が施行されました。

このページでは、ペットフードの製造、輸入、販売を行う事業者のみなさま向けに、ペットフード安全法の概要、届出等に関するマニュアル、Q&A等を掲載しています。これらをご参照の上、ペットフード安全法の遵守をお願いします。

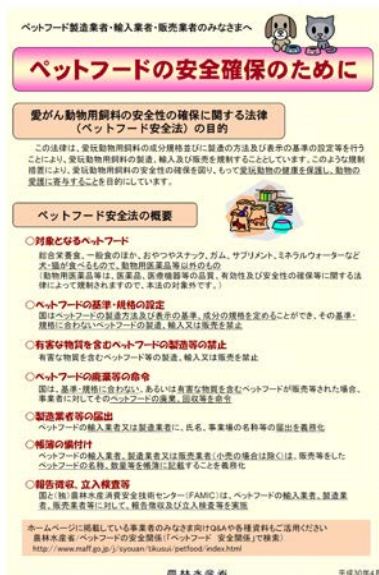
[フード安全法 表示に関するQ&A](#)
www.maff.go.jp/j/syoutan/tikusui/petfood/p_qa/hyouji.html

ペットフード安全法では、問題発生時に製品や原因を速やかに特定し、ペットの健康被害を減らすため、事業者名及び住所の5項目の表示を義務付けています。表示例は...

③「ペットフードの安全関係」
トップページが表示

「ペットフードの安全関係」のページには次の情報等を掲載。

- ペットフード安全法のリーフレット
- ペットフードの適正製造マニュアル
- ペットフードの衛生管理マニュアル
- 事業者のみなさま向けQ&A
- ペットフード等の自由販売証明書の発行(輸出関連)
- EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の登録
- 集取した愛がん動物用飼料の検査結果



1-9 事業者のみなさま向けQ&A

事業者のみなさまからのよくある質問と答えをまとめています。リーフレットやマニュアルをざー読の上、これらのQ&Aをご活用ください。

- [製造に関するQ&A](#)
- [輸入に関するQ&A\(PDF: 242KB\)](#)
- [販売に関するQ&A\(PDF: 200KB\)](#)
- [ペットフード安全法の対象となる愛玩動物用飼料に関するQ&A\(PDF: 148KB\)](#)
- [届出に関するQ&A\(PDF: 192KB\)](#)
- [表示に関するQ&A](#)
- [帳簿に関するQ&A\(PDF: 165KB\)](#)
- [安全基準に関するQ&A\(PDF: 226KB\)](#)
- [安全管理体制に関するQ&A\(PDF: 205KB\)](#)
- [インターネット販売に関するQ&A\(PDF: 191KB\)](#)
- [その他のQ&A\(PDF: 489KB\)](#)
- [輸出に関するQ&A\(PDF: 162KB\)](#)